



埼玉県報

第2184号

平成22年5月18日

火曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [平成22年度登録販売者試験の実施\(保健医療政策課\)](#)
- [と畜検査手数料の徴収事務委託\(食肉衛生検査センター\)](#)
- [埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託\(産業技術総合センター\)](#)
- [さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務の随意契約に関する告示\(産業技術総合センター\)](#)
- [株木用水土地改良区の役員就退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [葛西用水路土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [公募による抽選の方法による保留地処分の公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [県道下早見菖蒲線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道下早見菖蒲線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了告示\(川越建築安全センター\)](#)

正誤

○ [埼玉県規則第三十七号中訂正\(管財課\)](#)

○ [埼玉県・埼玉県教育委員会告示第二号中訂正\(保健体育課\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人もっと楽しく生きる会

三 代表者の氏名

原 啓二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市六軒町二丁目十二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、買い物支援等をはじめとする高齢者の活動サポート事業を行うとともに、歴史的、文化的魅力をもつ川越市への観光客誘致や、商店街等地域の発展に資する事業を行い、より多くの人々がもっと楽しく生きることができるような街づくりを推進し、もって地域経済の活性化と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人演劇普及クラブ・スタートボックス
- 三 代表者の氏名
本間 勝夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市並木三丁目一番十一 九百八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、職業選択や進路選択に悩む中学生及び高校生を中心とする若い人たちに、演劇活動を通して、進路決定に必要とされる指針を提供していくと共に、福祉施設や保育施設などで観劇者に楽しみや喜びを提供する演劇活動により、演劇界やエンタテインメント業界で活躍できる演劇人の育成と、演劇の研究や公演活動による演劇の普及を目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
加須市社協騎西ケアプランセンター	名称	騎西町社会福祉協会介護サービスセンター	加須市社協騎西ケアプランセンター	居宅介護支援

告示

埼玉県告示第七百二十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の四第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり行う。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所

試験期日	試験場所
平成二十二年 九月十二日（日）	聖学院大学（上尾市戸崎一丁目一番地）

二 試験科目

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百五十九条の三第二項に規定する事項

三 受験手続

イ 受験願書の配布

平成二十二年六月七日（月）から埼玉県保健医療部保健医療政策課及び各健所において配布する。

ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

八 受験願書の提出期間

平成二十二年六月二十九日（火）から同年七月二十一日（水）まで

二 受験願書の提出方法及びあて先

簡易書留郵便によること。

日本郵便柏支店私書箱五十号 埼玉県登録販売者試験センター

四 合格発表の期日及び場所

平成二十二年十月十二日（火）午前十時から同月十三日（水）午後五時まで

埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前

告示

埼玉県告示第七百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成二十二年四月 一日から 平成二十三年三月 三十一日まで
越谷食肉センター	越谷市増森一丁目十二番地 日本畜産興業株式会社 代表取締役 福田 武仁	
和光ミートセンター	和光市下新倉六丁目九番二〇号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 徳次	
県北食肉センター	熊谷市下増田一七三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 保一	
本庄食肉センター	本庄市杉山一一五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 小林 靖典	
北埼玉食肉センター	加須市大字平永一〇四七番地 北埼玉食肉センター事業協同組合 理事長 高鳥 義幸	

告示

埼玉県告示第七百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 柴崎 篤房	平成二十二年四月一日 から平成二十三年三月 三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百二十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室管理運営担当 埼玉県川口市上青木
3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
200,812,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告示

埼玉県告示第七百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
株木用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	水澤宏之	坂戸市大字赤尾一七九五番地
同	鷲谷求浩	同 同 島田一三〇四番地一
同	安野治郎	同 同 赤尾一三三五番地
同	千代田静夫	同 同 島田五〇三番地
同	市川稔	同 同 島田九二番地二
同	森田正昭	同 同 赤尾一八七三番地
同	中島昭夫	同 同 島田三七番地一
同	中島修	同 同 島田一九〇番地
同	浅海武	同 同 島田二九七番地
同	林和男	同 同 島田四九三番地
同	長島利美	同 同 島田一三一二番地一
同	安野茂	同 同 赤尾一五三九番地
同	大沢美雄	同 同 赤尾二〇二七番地
同	柏俣寛治	同 同 石井二二三番地
同	小林紀夫	同 同 石井二四一〇番地
同	小島浩	同 同 塚越五八〇番地
監事	荒井正明	同 同 赤尾一九四六番地
同	林信次	同 同 島田六一二番地一
同	坂爪洋	同 同 青木七〇〇番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	市川泰則	坂戸市大字島田一八〇番地
同	石川松夫	同 同 島田四七三番地
同	池田恵道	同 同 赤尾一五六四番地
同	新井一徳	同 同 赤尾一四三二番地

同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事
小 川	林 信 行	宇 津 木 一 昭	松 本 武 男	小 島 豊 治	根 岸 忠 男	山 崎 光 昭	中 村 英 男	宇 津 木 三 男	林 稔 進	浅 海 武 朗	根 本 市 五 郎	林 市 川 守	同	林 信 久
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	坂 戸 市 大 字 赤 尾 一 九 一 八 番 地
同 石 井 一 八 〇 五 番 地 一	同 赤 尾 一 九 一 〇 番 地	同 島 田 六 一 九 番 地	同 青 木 九 〇 二 番 地	同 塚 越 四 九 一 番 地 三	同 石 井 二 五 〇 一 番 地	同 赤 尾 一 六 九 二 番 地 一	同 赤 尾 八 六 五 番 地	同 島 田 六 三 一 番 地	同 島 田 五 五 九 番 地	同 島 田 四 〇 三 番 地	同 島 田 一 九 一 番 地	同 島 田 一 八 一 番 地	同 島 田 一 七 四 番 地	

告 示

埼玉県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年五月十三日認可した。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年五月十三日認可した。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

葛西用水路土地改良区

二 事務所所在地

幸手市

告示

埼玉県告示第七百二十九号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十二年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八十街区十五画地（八潮市大字大

原五百三十五番一外）

(2) 地積

二百六十一・三一平方メートル

(3) 予定価格

四千五百七十二万九千二百五十円

ロ 保留地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八十五街区一画地（八潮市大字大

原四百七十九番一外）

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千七百八十八万八千円

ハ 保留地番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八十五街区二画地（八潮市大字大

原四百七十八番外）

(2) 地積

三百五十六・九三平方メートル

(3) 予定価格

五千二百一十一万七千七百八十円

ニ 保留地番号四

(1) 位置

八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業八十五街区二十画地（八潮市大字
大原四百七十九番一外）

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千八百二十二万円

ホ 保留地番号五

(1) 位置

八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業九十四街区八画地（八潮市大字
坊四百三十三番外）

(2) 地積

二百七十五・六九平方メートル

(3) 予定価格

四千二百八十八万五千七百七十円

ヘ 保留地番号六

(1) 位置

八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業九十四街区九画地（八潮市大字
坊四百三十一番外）

(2) 地積

四百三十三・二四平方メートル

(3) 予定価格

六千二百八十一万九千八百円

ト 保留地番号七

(1) 位置

八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業九十六街区二画地（八潮市大字
坊三百六十六番一）

(2) 地積

百四十五・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千四百二十一万五千円

チ 保留地番号八

(1) 位置

八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業九十八街区九画地（八潮市大字
坊三百五十八番一外）

(2) 地積

百五十八・九一平方メートル

(3) 予定価格

二千五百九十万二千三百三十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

二 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十二年五月十九日（水）から同年六月二十三日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

平成二十二年六月二十七日（日）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所二階
会議室

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八 九九八 四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年五月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下早見菖蒲線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
久喜市下早見字内谷一八五七番四地 先から同市下早見字内谷一八六八番 一地先まで			区 間
一三・二四 一四・七一	一八・二八 二一・一九	敷地の幅員 (メートル)	
一三〇・〇〇	二二八・二六	延長 (メートル)	
圏央道建設工事に伴う迂回路(新 B)の再設置。			備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年五月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

<p>下 早 見 菖 蒲 線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>久喜市下早見字内谷一八五七番四地先から 同市下早見字内谷一八六八番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年五月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三三〇・〇メートル 県央道工事に伴う迂回路の再設置。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年三月十九日

指令川建セ第二一 一六八 号

二 検査済証番号

平成二十二年五月十八日

川建セ第二二 一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字和泉字八垣一五八三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字和泉一五八一番地

野澤 和利

正 誤

埼玉県規則第三十七号（平成二十二年三月三十日第二千七百七十号）中訂正

ページ 行

二 前から三

誤

様式第四号中「ロ」を削る。

正

様式第四号中「㊦」を削る。

正 誤

平成二十二年 埼玉 県
埼玉 県 教委 告示 第二号 (平成二十二年三月十九日 第二千六百六十七

号) 中訂正

本文

ページ 行

一 前から一

誤

平成二十一年 埼玉 県
埼玉 県 教委 告示 第一号

正

平成二十二年 埼玉 県
埼玉 県 教委 告示 第一号